

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
109	小児慢性特定疾病医療費支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市は、小児慢性特定疾病医療費支給事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当り、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和3年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の規定に従い、特定個人情報を小児慢性特定疾病医療の申請受理、支給認定、申請内容変更の届出受理、台帳整備、再交付、返還請求に関する事務において取り扱う。 小児慢性特定疾病医療費事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請を受理し、認定を行い、申請データを管理する。 ②小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更申請を受理し、認定を行い、変更申請データを管理する。 ③小児慢性特定疾病医療費の支給認定の更新の申請を受理し、認定を行い、更新申請データを管理する。 ④医療受給者証の再交付の申請を受理し、認定を行い、再交付データを管理する。 ⑤医療受給者証の返還請求を受理し、認定を行い、返還請求データを管理する。
③システムの名称	保健衛生システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費支給事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)9の項、(別表第2における情報提供の根拠)26, 56-2, 87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 保健部 疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局 行政法務部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局 保健部 疾病対策課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成30年6月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	所属長の変更 しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	リスク対策	—	本書の様式変更に伴い、リスク対策状況を新たに記載した。	事後	定期的見直しに合わせて様式変更に対応したため。
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月13日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年5月16日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。